

てんかんで娘が入院、1カ月後に死亡 問われる麻酔薬の大量投与

社会 | 暮らし・学び・医療 | 速報 | 事件・事故・裁判 | 埼玉 | 医療・健康

毎日新聞 | 2022/3/15 13:47(最終更新 3/15 14:21) 1478文字



さいたま地裁＝平本絢子撮影

てんかんの発作を起こして埼玉県内の民間総合病院に救急搬送された女性が入院後1カ月余りで死亡したのは医療過誤だとして、女性の両親が病院側に損害賠償を求めた訴訟の判決が31日、さいたま地裁で言い渡される。当時25歳の女性は他に持病はなかったが、両親の同意もないまま麻酔薬プロポフォールなど大量の薬剤を投与された後、肝機能障害となり死亡。病院側は、女性が普段通院していた医療機関の主治医との連携もしていなかった。

【松下英志】

「両親の同意なく、薬剤大量投与」

てんかんはおよそ100人に1人、国内で100万人もの患者がいるとされる一方、日本てんかん学会に登録されている専門医は700人余、うち約400人は小児科医で、成人を診る専門医の不足が指摘されている。両親は「娘が搬送先の病院で命を落とすとは夢にも思わなかった。今でも信じられない」と話しており、裁判所の判断が注目される。

女性は10歳で急性脳症になりてんかんを発症。12歳と13歳、17歳の時に救急搬送されたが、いずれも当日か翌日には帰宅した。25歳だった2010年4月7日夕、10分以上の発作が続いたため県内の民間総合病院に救急搬送され、抗てんかん薬を投与。この時点で発作は消失した。しかし、病院側は帰宅させず「経過観察のため救急ICU入院」とした。

翌8日午前、まばたきの発作を病院側はてんかんの重積な発作と判断し、プロポフォールの投与による全身麻酔療法を始めた。プロポフォールは人工呼吸器の装着が必要な上、肝障害を起こし得るため、家族の同意を得て使用すべきとされるが、病院側が両親に説明したのは投与開始後だった。

さらに13日には「脳波を平たんにするまで眠らせて鎮静する」として麻酔薬チオペンタールの投与も開始。複数の薬剤が16日までに規定量を超えて大量投与された。病院側は17日、両親に「CTを撮ったが肝細胞がどんどん死んでいる」と説明。女性は肝不全から肝性脳症を引き起こし、それによる脳浮腫が原因で脳ヘルニアとなり、5月12日に死亡した。

女性の死亡から6年後の同日に訴訟が提起され、原告と被告の双方は専門家の意見書を複数提出し、さらに裁判所は医学的鑑定を2組に依頼。一方の鑑定は「平たんな脳波を長時間維持するとした指針などは存在せず、薬剤の投与量は推奨基準から大幅に逸脱し、当時の医療水準からも反している」などと判断。両親の同意を得なかったことについても「病院側は『救急の現場で時間的余裕がなかった』と説明しているが、本件はそのような状況ではなかった」との意見を述べた。もう一方の鑑定は基準を超えた薬剤投与と死亡との因果関係はないとした。

女性の主治医は証人出廷し、「どうして全身麻酔療法に踏み切ることにについて主治医の私に連絡、相談してくれなかったのか、大変残念に思う」と証言。搬送当日の夜と翌朝に、女性が普段服用していた薬を飲ませていないことや、麻酔薬投与の際に必要なとされる脳波のモニタリングをしなかったことなどにも疑問を呈した。

原告代理人の貞友義典弁護士は「てんかんは個人により多様であるにもかかわらず、家族や主治医に患者の情報を求めないまま、いきなり全身麻酔療法が実施されている。患者を尊重した医療とは思われない。これはてんかん患者の人間としての権利を守る裁判だ」と話している。

てんかん

脳の外傷や腫瘍などさまざまな原因で起こる病気で、脳細胞が一時的に過剰な信号を出し、意識喪失やけいれんなどの発作を引き起こす。多くの人は抗てんかん薬で発作を抑え、普通の生活を送ることができる。

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。画像データは(株)フォーカスシステムズの電子透かし「acuagraphy」により著作権情報を確認できるようになっています。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.